

## 「労働者協同組合法」第一次要綱を公表

山岡 英也 (千葉県/工学院大学講師)

### はじめに

昨年9月以来進められてきた労働者協同組合法(以下労働法という)の法制化研究が、このほど第1次法案要綱としてまとまったので4月20日、東京池袋の豊島区勤労福祉会館で行われた第6回基本研究会で発表した。

研究会では石見尚・菅野正純・堀越芳昭各会員の報告に対して、コメンテーターとして臨席された河野道夫氏(社会民主党政策審議会)、橋幸信氏(衆議院法制局)からコメントを頂戴した。フロアからも熱心な発言が相次いだ。

なお当研究所では、今回の研究会を最初のステップとして今後2次、3次要綱へと、逐次完成品に近づけていくこととしている。

### 研究所からの報告

杉本時哉・研究所理事長の手短な挨拶の後直ちに報告に入り、①石見会員による趣旨説明の朗読、②菅野会員による「総則」部分、③石見会員による「設立」から「付則」までのいわば本体部分、④堀越会員による「労協の財務規定に関する補足」の順に進められた。

なお、「法案」という報告事項の性格上、具体的には直接法案要綱にお目通しいただきたい。

菅野報告 総則の基本的視点として、①労働者の権利の実現と現代的進化、②社会の「持続可能な発展」という2つの視点から、労協を認知し社会的に育成していくことを据え、

a. 擁護し発展させられるべき労働者の権利とは、生存権(憲§25)、勤労の権利(憲§27)とともに、憲法§13(個人の尊重、生命・自由・幸福追求)に由来する労働における自己決定権と個性を生かす自己実現の場、さらに両者を統一し「仕

事をおこす権利」に進化させること。

b. 経済・社会の「持続可能な発展」については、地域経済・社会の危機の根源に労働(生産)と消費と自己形成の分離対立があるので、資本の価値増殖あるいは利潤の取得を自己目的とすることから、労働者の生活の維持と改善、地域生活の充実に転換すべきであり、資本によって遺棄された企業・産業・地域を労働者の手で再建することである。

c. 「協同労働者」とは集団的自己雇用する労働者であり、「労働者と経営者」、「労働者と自営業者」の区分を止揚する概念である。

他に協同組合基準、非営利原則、複合協同組合、労協と公共性について補足説明があった。

石見報告 守備範囲が広範にわたっているため時間の制約もあり、要綱の急所に絞って行われた。

a. 労協の最低組合員数を4人とし、出資金150万円未満の組合は届出で設立可能とする。

b. 組合員資格には個人の他労協や労働者が従事し経営する団体・労協から物資や役務の提供を受ける個人及び団体・労協に対して無体財産権を設定している者を含むことにする。

c. 加入希望者に対して過剰就業の場合の加入留保、業務不適者・定款所定の場合の加入拒否。

d. 組合員の権利を就業規則、情報開示請求権、職場からの提案権で強化。

e. 労協からの脱退事由の中で懲罰を意味する除名とそれを意味しない除籍を区別。

f. 労協の分割についての規定を新設。

g. 非営利・協同基金を積立てることとし、当然加入。

h. 全国一つの労協協会を設立、当然加入。

堀越報告 a. 組合員の利益保障と組合の資金



充実との微妙なバランスを考慮し、組合の財産を組合員に帰属する部分と組合員が権利を主張できない部分に峻別。

b. 内部留保として福祉・社会目的基金、教育繰越金、非営利協同基金を設け、法人税法上それぞれ損金扱いとするが、他用途流用する時は益金に算入し、課税の対象とする。

c. インフレによる価値の目減りに対処するため特別配当の規定を置く。

d. 組合解散時の残余財産処理の順序を定め、福祉・社会目的基金、教育繰越金、資本準備金、法廷準備金は不分割とし、目的を同じくする者に帰属。なお残余がある時は総会の議決により処分。

### コメンテーターからのコメント

河野氏 疑問を感じた点を述べると

a. 趣旨説明の「地域のニーズ」について：労協に地域密着性という要件があるのかないか。ないかのようにも見える。

b. 「日本の雇用形態に集団的自己雇用の概念を導入する」という文言について：理解はできるが、伝統的な雇用や労働者の概念とは全く別な土俵を用意する手法もあるはずなのにこちらを選んだのはどういう議論があったのか。

c. 複合型協同組合について：制度の根幹、柱が協同労働者の組織ということを目指しているにもかかわらず、協同労働者でない者が主役の一翼を担うかの構成は分かりにくい。

橘氏 法制度の中に仕込んでいくときの基本的な発想は「憲法に抵触しないか」、「現行法制中の規定とのバランスはどうか」、法律の文言は多くの場合国民に対する命令者となるので「これは過度の規制ではないか」というようなことを検証していく。そのうえで

a. なぜ法律が必要なのか：例えば中小企業等協同組合法の改正ではいけないのか。法律は国民の権利を制限し、ないしは義務を課すような法規範の総体。つまり何かを規制しよう、管理しようという意思がこの要綱にも盛り込まれているはず

だ。一言でいうとこの要綱は自主自立の発想と強烈な管理の発想がかなり混在しているのではないかということ。民主主義の押し売り、自主性の押し売りになっていないかということに危惧する。

b. 「公共性」について：そもそも公共・公益はニュートラルな「不特定多数の利益」で中味を問わないはずだ。だとすれば協同組合は非営利であっても相互扶助。相互扶助とは「特定」組合員の利益を図る組織のはずで、どうしてもう一個クロスして「公益」が入ってくるのだろうか。「公共性」「公益性」のような概念が不明確になればなるほど、「自主性を尊重しよう」と言いながら行政の過剰介入が入ってくるからだ。

c. 「労働者」の概念について：現代の労働法制の「労働者」という概念は、従属労働者で首尾一貫している。それを気にしたからこそ協同労働者、自立的な労働者という用語をここで使っているのだが基本的にはこれは形容矛盾だ。従属労働を前提としている関係諸法規のどの法律を適用するのか。「労働関係法規」という漠然としたものでなく、あれとこれが必要だと、こういう関係こそ細かく具体的に詰めなければならない。

### むすびにかえて

研究会はこの後、報告者からコメンテーターへのリプライ、フロアからの発言へと移って行くが、紙幅が尽きたので、残念ながら本号では割愛せざるを得なかった。今回は4時間弱という短時間で、かつ初見という条件のもとで、内容に深く立ち入った議論が少なかったのはやむを得ないことであった。

要項自体も実定法は規定しておくべきことの外、政令や通達に譲って良いこと、定款自治に委ねられるべきこと、協同組合論（観）が混在しており、なお整理が必要である。

特に実定法中に特定の協同組合論（観）を持ち込むと憲法上の思想の自由（憲§19）、結社の自由に抵触する可能性が生じ、そうなると法の成立自体が不可能になるので、極力無色透明性を維持すべく努めなければならないと思う。